内閣参質二二二第三二号
令和八年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員ながえ孝子君提出帰化及び永住許可等の審査の厳格化及び在留許可手数料の引上げによる外国人の定着及び地域社会への影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

参議院議員ながえ孝子君提出帰化及び永住許可等の審査の厳格化及び在留許可手数料の引上げによる外国人の定着及び地域社会への影響に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「日本社会への融和の判断において原則として十年以上の在留を求める」という「帰化審査の運用変更」については、令和八年四月十四日の参議院法務委員会において、政府参考人が「今回の見直しは、申請者が国籍法の定める五年以上の住所要件、住所条件を満たしていることを前提とした上で、運用上、原則として十年以上在留し、日本社会に融和していることを必要としたものでございます」と答弁したとおりであり、国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第五条第一項第一号に掲げる「引き続き五年以上日本に住所を有すること」の条件について、お尋ねのように「事実上引き上げる」ものではないと考えている。

一の2について

帰化の許否は、法務大臣の広範な裁量に委ねられているものであり、個別の事案における具体的な事情を踏まえた上での総合的な判断に基づいて行っているものである。

その上で、御指摘の「今回の見直し」は、一の1についてでお答えしたように、国籍法第五条第一項第一号に掲げる条件を加重したものではなく、永住許可の審査との整合性を図る観点から、このような同大臣の裁量に委ねられている帰化の許否の審査に係る運用の在り方を明らかにするものであり、同大臣の裁量の範囲を逸脱するものではない。

一の3について

前段のお尋ねについては、一の1についてでお答えしたとおり、御指摘の「帰化審査の運用変更」は、国籍法第五条第一項各号に掲げる条件を見直すものではなく、法律の改正を要するものではないと考えたためである。

後段のお尋ねについては、「当事者、地方公共団体、有識者等からの意見聴取」は行っておらず、「国会への説明の内容」については、令和八年三月六日の衆議院予算委員会において、小野田国務大臣が「帰化についても、永住許可の審査との整合性を見ていかなくてはいけないので、日本社会に融和していることの要件の審査において、原則として十年以上在留し、日本社会に融和していることが必要であるとすることなど、総合的対応策に基づいて、法務省において帰化の厳格化のための審査の在り方の検討も進めて

いると承知しています」と答弁しているところである。

一の4について

前段のお尋ねについては、御指摘の「帰化審査の運用変更」は、特定の調査や検証結果に基づいて「原則として十年以上」という年数を導いたものではなく、永住許可の審査との整合性を図る観点から行ったものであるから、「具体的な事実、調査」及び「検証結果」をお示しすることは困難である。

後段のお尋ねについては、帰化の許可は、外国人からの申請に対して、法務大臣の許可により、国の構成員として日本国民たる地位を与えるものであるのに対し、永住許可は、外国人に対し、在留活動及び在留期間に係る制約を受けることなく我が国に在留することを認めるというものであり、それぞれ趣旨や目的が異なる制度である一方で、いずれも許可を受けた外国人が、その後の生涯を我が国に生活の本拠を置いて過ごすことが想定されるという点で共通する側面があるところ、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和八年一月二十三日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定。以下「総合的対応策」という。）において指摘されているように、帰化の許可を受けることの方が永住許可を受けることよりも容易であるということは相当ではないと考えたため、永住許可の審査と

の整合性を図る観点から、帰化の許否の審査に係る運用の見直しを行ったものである。

二について

在留資格の変更の許可、在留期間の更新の許可及び永住許可（以下これらを合わせて「在留資格の変更等の許可」という。）に係る手数料の額は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十七条第二項の規定に基づき、実費並びに外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めることとしている。

このうち、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額については、年間の総額を五百七十二億円程度と試算したところ、これに含まれるお尋ねの「それぞれの施策」に係る「費目、金額」については、多岐にわたること等から、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、外国人受入環境整備交付金に係る費用について約十二億円と試算している。

お尋ねの「実費と実際の在留許可手数料額との差について」の「算定方法」については、前記の五百七十二億円を、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策の経費が支出されていると評価することが適当である外国人の数で割ることにより、当該外国人一人当たりの出入国及び在留の公正な管理に要す

る費用の額を年間二万円程度と試算した上で、許可に係る在留期間の長短等を加味して、当該在留期間に応じた外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額を求めて算定したものであり、合理的なものであると考えている。

三の1について

令和八年四月二十四日の衆議院法務委員会において、政府参考人が「外国人が就労先や留学先等を決定するに当たっては、・・・手数料の額だけではなく、労働、就学環境、日常生活における暮らしやすさ、治安のよさなど、様々な要素を勘案して、外国人の方はどちらの国に来られるかというのを決めておられるものと我々は認識しております。その上で、今回、在留資格の変更の許可等に係る手数料の額の上限額を引き上げることにより、必要な財源の確保を図りながら、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化拡充を図ることとしておりますが、こうした施策の実施は、外国人の方たちが就労先や留学先等を決定するに当たって考慮する様々な積極的な要素にもなり得るものだと考えて、我が国の評価を高めるものではないかというふうに考えております」と答弁したとおり、在留資格の変更等の許可に係る手数料の額の上限額の引上げが、御指摘のように「国境を越えて移動する人材の

受入れ及び定着を妨げることになり、人材確保を進める政府の方針に逆行するおそれがある」とは考えていない。

三の2について

お尋ねの「継続就労」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「今後の我が国の就業者数及び分野別・地域別の人手不足」の「見込み」については、経済動向や産業構造の変化など、様々な要因が影響すると考えられることから、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、育成就労制度及び特定技能制度（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）及び入管法に基づく育成就労制度及び特定技能制度をいう。）による外国人の受入れに関し、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」（令和七年三月十一日閣議決定）において、「当該分野の存続・発展のために・・・必要な範囲で外国人の受入れを行う」とした上で、「特定技能分野別運用方針及び育成就労分野別運用方針において、・・・

特定産業分野及び育成就労産業分野における五年（中略）ごとの受入れ見込数について示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない」ものとしていることを踏まえ、令和八年一月七日に開催された第十三回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議の資料二「特定技能制度及び育成就労制度の受入れ見込数について（案）」において示している令和十年度末時点の①「就業者数」及び②「人手不足数」について、分野ごとにお示しすると、次のとおりである。

「介護」分野　①二百九万八千人　②二十五万九千三百人

「ビルクリーニング」分野　①九十四万五千六百人　②十万六千四百人

「リネンサプライ」分野　①九万九千七百人　②二万百人

「工業製品製造業」分野　①五百八万三千二百人　②六十八万三千七百人

「建設」分野　①二百七十六万人　②三十六万人

「造船・舶用工業」分野　①十万二千人　②七万九千五百人

「自動車整備」分野　①三十六万四千百人　②三万七千九百人

「航空」分野　①三万六千二百人　②一万五千三百人

「宿泊」分野　①五十六万人　②八万千人

「自動車運送業」分野　①百二十九万八千四百人　②二十八万七千九百人

「鉄道」分野　①十五万五千百人　②二万五百人

「物流倉庫」分野　①二十八万四千九百人　②五万五千百人

「農業」分野　①九十七万九千人　②三十八万九千人

「漁業」分野　①十万七千三百人　②六万二千七百人

「飲食料品製造業」分野　①百六十六万八千六百人　②二十八万八千四百人

「外食業」分野　①四百五十五万五千人　②二十五万六千人

「林業」分野　①三万七千五百人　②二万五百人

「木材産業」分野　①七万六千八百人　②五万九千二百人

「資源循環」分野　①十万五千人　②一万七千人

三の3について

お尋ねの「外国人の来日の選択、継続就労、家族の帯同及び定着の意向に及ぼす影響」についての「調査又は推計」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、在留資格の変更等の許可に係る手数料の額の上限額の引上げについては、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を推進するため、審査に要する実費のほか、これまで十分に考慮されてこなかった外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案して引き上げることとしたものであり、そうした観点から、経済団体を含む関係機関等から個別に意見を聴取する等の必要な調査を行ったものであるが、その具体的な御指摘の「方法及び結果並びに我が国の国益に資すると判断した具体的根拠」については、相手方との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

帰化の許否の審査に係る運用の見直しについては、一の4についてでお答えしたとおり、永住許可の審査との整合性を図る観点から行ったものであり、これに先立って「調査又は推計」は行っていない。

「永住許可に関するガイドライン」（平成十八年三月三十一日法務省入国管理局策定、令和八年十月一日出入国在留管理庁改定。以下「永住許可ガイドライン」という。）の改定については、御指摘の「厳格化」をしたものではないものの、いずれにせよ、総合的対応策において「永住許可を行う趣旨を踏まえた

独立生計要件や国益要件についての見直し・・・を含めて検討する」としていることを踏まえ、永住許可の趣旨に照らして、地方公共団体等の関係機関等から個別に意見を聴取する等の必要な調査を行った上で実施したものであるが、その具体的な御指摘の「方法及び結果並びに我が国の国益に資すると判断した具体的根拠」については、相手方との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

四の1の前段について

帰化の許否の審査に係る運用の見直し及び永住許可ガイドラインの改定については、いずれについても、運用上の指針を定めたものにすぎず、帰化の許否及び永住許可の審査は飽くまで個別の事案における具体的な事情を踏まえた上での総合的な判断に基づくものであることから、御指摘のような「一律に審査基準の厳格化」を行ったものではない。

「在留許可手数料」の「引上げ」については、令和八年四月二十四日の衆議院法務委員会において、政府参考人が「在留資格の変更の許可等に係る手数料の額の上限額を引き上げることにより、必要な財源の確保を図りながら、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化拡充を図ることとしております」と答弁したように、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策

を確実に実施しつつ、更なる「強化拡充」を図ることとしたものであることから、全ての外国人を対象としたものであるが、入管法第六十七条第三項は、在留資格の変更等の許可を受ける者が「経済的困難その他特別の理由により手数料を減額し、又は免除することが相当である者として政令で定める者」であるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる旨を規定しており、同項の規定に基づき定められた出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号。以下「入管法施行令」という。）第二十五条第二項第一号に規定する「生活保護法・・・第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、・・・人道上の配慮をする必要があるもの」については、当該手数料を減額し、又は免除することができることとしている。

四の１の後段について

帰化の許否の審査に係る運用の見直しについては、法務大臣の広範な裁量の範囲内で帰化の許否の審査の運用を見直したものであることを踏まえ、御指摘の「経過措置」や「負担軽減措置」は設けていない。

永住許可ガイドラインの改定について、令和九年三月三十一日以前にされた永住許可の申請については、一部を除き、施行日である同年四月一日以降も、改定前の永住許可ガイドラインに沿って審査をする

こととしている。

在留資格の変更等の許可に係る手数料の額の上限額の引上げについては、御指摘の「経過措置」として、出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十二号）附則第五条において「次に掲げる許可に係る手数料の納付については、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の入管法第六十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による」と規定されている。また、御指摘の「負担軽減措置」については、四の1の前段についてでお答えしたとおり、入管法第六十七条第三項及び入管法施行令第二十五条第二項において、当該手数料の減額又は免除に係る措置を定めている。

四の2について

御指摘の「地域の事業者の人材確保」及び「消費、税収、学校及び地域活動の維持等」については、様々な要因が影響するものであることから、これらに「今回の制度見直し」が与える影響について一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、在留資格の変更等の許可に係る手数料の額の上限額の引上

げ、帰化の許否の審査に係る運用の見直し及び永住許可ガイドラインの改定を含め、総合的対応策に掲げた一連の施策の実施を通じ、「法や社会規範等を守りながら我が国で生活する外国人が正当に評価され、社会の一員として尊厳を持って生きられる社会を構築するとともに、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現」が図られるものと考えている。

四の3について

在留資格の変更等の許可に係る手数料の額の引上げに当たっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第一項の規定による意見公募手続を実施し、同手続を通じて広く意見を求めており、その結果については、e―Govで公表している。

また、同手続において示された意見を踏まえ、「在留資格の変更又は在留期間の更新の許可に係る手数料の減額対象者のガイドライン」（令和八年八月出入国在留管理庁策定）において、例えば、「「特定活動」の在留資格をもって在留し、難民認定申請者等としての活動を指定されている外国人であって、難民又は補完的保護対象者の認定を受けて「定住者」の在留資格への変更を受けるもの」について、「難民認

定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はこれらの審査請求中の外国人・・・に対する保護措置を受けている外国人」ではない者であっても、当該在留資格の変更等の許可に係る手数料の減額の対象となり得ることや、「日本人又は特別永住者の実子を単独で監護及び養育している外国人等」も在留資格の変更等の許可に係る手数料の減額の対象となり得ることを明確にしている。

また、在留資格の変更等の許可に係る手数料の額の引上げに当たっては、経済団体を含む関係機関等から個別に意見を聴取しているが、その具体的な御指摘の「相手方」、「主な意見」及び「制度に反映した事項」については、相手方との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

永住許可ガイドラインの改定に当たっては、同法に基づかない任意の意見公募手続を実施し、当該手続を通じて広く意見を求めており、その結果については、ｅ－Ｇｏｖで公表しており、また、地方公共団体等の関係機関等から個別に意見を聴取しているが、その具体的な「相手方」、「主な意見」及び「制度に反映した事項」については、相手方との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

帰化の許否の審査に係る運用の見直しについては、一の３についてでお答えしたとおりであり、「地方公共団体、中小企業、労働組合、支援団体及び外国人当事者」からの意見聴取は行っていない。

五の1について

在留資格の変更等の許可に係る手数料の減額又は免除の対象については、令和八年四月二十四日の衆議院法務委員会において、政府参考人が答弁した「経済的事情により在留資格の変更の許可等に係ります手数料を納付することができない外国人は、在留資格に該当する活動を継続して行うことができないと認められることから、原則として在留資格の変更の許可等を受けることができない、これが法律の原則でございます。他方、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から特に配慮する必要がある者もいらっしゃいます。そのような外国人について、経済的事情により所定の在留資格の変更の許可等に係る手数料を納付することができない、このことのみをもって在留資格の変更の許可等をしないとすることは相当ではない場合がある」との考えの下、入管法施行令第二十五条第二項第一号に規定する「生活保護法・・・第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者その他の人道上の配慮をする必要があるもの」に該当することが想定される者について、「在留資格の変更又は在留期間の更新の許可に係る手数料の減額対象者のガイドライン」において、例えば、「生活保護法の取扱いに準

じた保護を受けている外国人」であって、「入管法別表第二の上欄の在留資格・・・をもって在留する外国人であって、引き続き我が国に在留することが相当であると判断されるものとして在留期間の更新を受けるもの」等と示しているところである。

また、在留資格の変更等の許可に係る手数料の減額の申立てに必要な疎明資料については、出入国在留管理庁のホームページにおいて公表しており、さらに、当該手数料を減額する際には、実費に相当する額まで減額することとしているところであり、配慮すべき者に対しては十分に配慮をしているものと考えている。

五の2及び3について

御指摘の「今回の制度見直し」について、政府としては、まずは「制度」の運用状況を注視しつつ、お尋ねの「申請件数、許可・不許可の状況、審査期間、減免の利用状況、外国人の継続就労及び定着への影響を、在留資格別、地域別等に継続して検証し、公表する」ことの要否を含め、必要に応じて対応を検討することとしているため、「検証し、公表する考えはあるか」とのお尋ね及び「検証」を実施することを前提としたお尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。